

Zenken通信 (vol. 79)

▽ 今回のお届け情報

Title: 国交省「総合評価方式の改善方針案を提示」

Outline

添付資料P1～14

○国土交通省は、昨日開催された「第2回総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、直轄工事における総合評価方式の改善案を提示した。来年度以降、可能なものから順次実施していく予定。

[主な改善案]

- ①技術提案の評価結果の通知
- ②問い合わせ窓口の設置
- ③入札参加資格要件における実績要件の見直し
- ④技術評価点の配点方針
- ⑤技術提案の評価方法（標準案）
- ⑥施工能力の評価方法（ 〃 ）
- ⑦地域精通度、貢献度等の評価方法（ 〃 ）
- ⑧施工体制確認型総合評価落札方式の見直し

総合評価

加算点の配点標準化

国交省が
改善策 成績・表彰必須項目に

国土交通省は、直轄工事の総合評価落札方式の改善策をまとめた。改善策は8項目で、技術提案、施工能力、地域精進度・貢献度をバランスよく評価するための技術評価点（加算点）の標準化、施工能力評価での企業の工事成績・表彰の必須項目化、施工体制評価点の見直し（3段階から4段階の評価へ）などが柱。国交省は10年度に可能なものから実施に移すとともに、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」も改善案に沿って見直す考えだ。

改善案は、前原誠司国交相が5日に発表した技術提案の評価結果の通知、問い合わせ窓口の設置、入札参加資格要件での実績要件の見直しの3項目に、▽技術評価点（加算点）の配点方針▽技術提案の評価方法（標準案）▽施工能力の評価	方法（同）▽地域精進度、貢献度の評価方法（同）▽施工体制確認型総合評価落札方式の見直しへの5項目を追加。	技術評価の配点方針では、工事の内容による技術評価の余地、価格競争とのバランスを総合的に勘案して配点するとし、標準的な加算点（標準Ⅱ型とⅠ型）を50～70点に設定した。	実際に各工事で加算点を算出する際の考え方と加算点の具体的な標準
---	--	---	---------------------------------

配点案では、技術評価の主要項目である技術提案、施工能力、地域精進度・貢献度の3項目を総額A4用紙1～2枚程度合法的に評価することを基

本に、標準Ⅱ型は50～60点、標準Ⅰ型は60～70点、高度技術型は50点（施工体制確認型の場合は70点）、簡易型は30～40点に設定した。

技術提案の指定テーマの数は受発注者の事務の効率化を図るため、簡易型が1件、標準Ⅱ型が1～2件、標準Ⅰ型が2～3件程度を原則とした。提案の記述量については、指定テーマ1件当たりA4用紙1～2枚程度

施工能力の評価では提案企業の工事成績と表彰、地域精進度・貢献度の評価では企業の災害活動の実態をそれぞれ必須項目とした。

さらに、施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点は、評価項目ごとに現行の3段階（15点、5点、0点）を4段階（15点、10点、5点、0点）に見直し、企業の提案をより詳細に評価できる仕組みに改めるとしている。

総合評価落札方式加算点の配点割合標準案

簡易型	<table><tr><td>技術提案等 10(≧5)10</td><td>施工能力等 (15)20(≧25)</td><td>地域等 (5)≧10</td></tr></table> ※「簡易な施工計画」の審査の結果、欠格か否かのみ評価する方式は用いない。 ※「地域」は地域精進・貢献度を表す。	技術提案等 10(≧5)10	施工能力等 (15)20(≧25)	地域等 (5)≧10	合計 30～40点 ※施工体制確認型でない場合は、 30点までとする。
技術提案等 10(≧5)10	施工能力等 (15)20(≧25)	地域等 (5)≧10			
標準Ⅱ型	<table><tr><td>技術提案 20(≧10)</td><td>施工能力等 20(≧25)</td><td>地域 (5)≧10</td></tr></table>	技術提案 20(≧10)	施工能力等 20(≧25)	地域 (5)≧10	合計 50～60点 ※施工体制確認型でない場合は 50点までとする。
技術提案 20(≧10)	施工能力等 20(≧25)	地域 (5)≧10			
標準Ⅰ型	<table><tr><td>技術提案① 20～30</td><td>技術提案② 20～30</td><td>施工能力等 20</td></tr></table> ※「地域精進・貢献度等」の評価は「施工能力等」の中で必要に応じて設定する	技術提案① 20～30	技術提案② 20～30	施工能力等 20	合計 60～70点 ※施工体制確認型でない場合は、 50点までとする。
技術提案① 20～30	技術提案② 20～30	施工能力等 20			
高度技術提案型	<table><tr><td>技術提案60</td></tr></table>	技術提案60	合計 50点 ※施工体制確認型でない場合は、 70点までとする。		
技術提案60					

総合評価改善案

加算点に標準配点割合

国交省 整備局間ばらつき抑制

国土交通省は8日、「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会（座長・小澤一雅東大大学院工学系研究科教授）」の第2回会合で、直轄工事における総合評価方式の改善方針案を提示した。加算点の標準的な配点を「50~70点」とし、地方整備局間での配点のばらつきを抑える。加算点の評価項目や地域精進の項目案を提示した。2010年度に配点方針を各地方整備局に通知して、同年度内に総合評価落札方式のガイドラインをまとめる見通しだ。

関連2面

直轄工事では採用している総合評価落札方式では、標準点易型の総合評価落札方式で設定した「簡易な施工計画」の配点率が10~50%で、標準型についても半数以上の地方整備局が「技術提案」の配点率を50%以上に設定している一方、25%程度に設定している地方整備局もあるなどばらつきが見られた。

08年度の「直轄工事における総合評価方式の実施状況」手続期間が簡易型と同程度

今回、国交省は「簡易型」の「簡易な施工計画」の配点率を10~50%で、標準型についても半数以上の地方整備局が「技術提案」の配点率を50%以上に設定している一方、25%程度に設定している地方整備局もあるなどばらつきが見られた。

加算点のうち、企業や技術者の実績・表彰、同種工事の施工実績などを評価する「施工能力」では、企業の工事成績と表彰を必須評価項目とし、

の「標準Ⅱ型」、Ⅱ型より多くの提案を求められる「標準Ⅰ型」でそれぞれ標準的な配点割合を提示。加算点を低く設定していた地方整備局では加算点割合が高くなる一方で高く設定していた地方整備局では加算点割合が下がる。技術提案を求めるテーマ数にも標準案を設定し、簡易型は1テーマ、標準Ⅱ型は1~2テーマ、標準Ⅰ型は2~3テーマとする。企業側の提案数も「最大5つ」を基本とし、競争参加者が5つ以上の提案を提出しても評価しない。記述量にも上限を設け、1テーマ当たりA4用紙で1~2枚程度とすることで発注者の事務効率化を図る。

加算点のうち、企業や技術者の実績・表彰、同種工事の施工実績などを評価する「施工能力」では、企業の工事成績と表彰を必須評価項目とし、

3段階満点30点で評価している。1項目でも確認できなかった場合はゼロ点のため、調査基準価格を下回れば実質的に落札できない仕組みとなっている。簡易型と標準Ⅱ型で設定する「地域精進・貢献度」の評価項目では、災害活動実績と災害協定の締結を必ず評価し、本支店の所在や近隣地域での施工実績、維持工事や除雪工事での施工実績などは、必要に応じて設定する。調査基準価格を下回った場合に施工体制を確認する施工体制確認型総合評価落札方式は現在、「品質確保の実効性（4項目）」と「施工体制確保の実効性（8項目）」をそれぞれゼロ点、5点、15点の

国交省は、10年度から実施することを発表した総合評価落札方式における技術提案の評価結果通知を「標準Ⅰ型」で年度当初から実施し、その後、準備が整い次第、「標準Ⅱ型」にも拡大する考えを示した。簡易型は「簡易な施工計画」しか提案しておらず、高度技術提案型では技術対話を実施していることから、ともに評価結果通知の対象にはならない。

入札参加資格要件における工事量の実績の撤廃は、難易度が低い工事で橋梁支間長などの具体的な工事量を参加資格要件として設ける必要性が低いと判断したため。Aランク、Bランクなど大規模工事では工事量の実績を資格要件に設定するとみられる。

總合評價式

技術評価配点標準化など

活用・改善懇に取組み方針

国文省 来年度順次実施へ

国土交通省は8日、接合評定方式の採用・改善等による品質確保に関する懇談会の第2回会合に接合評定落札方式の改正案を提示した。透明に交相が先週5日明かされたこの評定手法の原則性向とを狙いとし、改進黨、技術提議案評定結果の通知、問い合わせ窓口設け、入札参加資格要件の実績要件見直し（8日付「面記事参照」）に加え、技術評定点の加重配分割合のバラつきを是正に向けた標準配案、施工体制確認の施工体評価点の4段階評定行案などを盛り込んだ。来年度から各務局毎に順次実施する。

技術評論社の加算配
点エイトは、整備局と
とに属している。調査
・評価方法の簡便性、客
観性を確保するため、標
準的な加算点を50・70点
とし統一化を図る意向
だ。配点方針は、一般土
木工事の工事費構成割合
と調査進捗率が予定価
格に占めるパーセンテ
ジを助算して割り出し

総合昇師の各方式などの
 標置配点案も示した。
 標準Ⅱ型の配点割合を
 提案型・①技術提案50

「技術提案その①」(20
土)施工能力等20⁽²⁾
十)施工能力等20⁽²⁾
十三)地域精通度・貢献度
等計50・60点と定め
各方式の加算配点のべ
ースとする。

各方式の技術評価品の
標準配分方針は、▽簡易
型・④「簡易な施工計
画」(5)、⑩「施工
能力等」(15)、⑫「地
域」(5)、⑯「計30
点」
▽標準Ⅱ型・①
「技術提案その①」(20

体制設備でない場合の
計30点とする。施工
加算点数では、簡易型30
点まで、標準Ⅱ型および
標準Ⅲ型50点まで。高度
技術獲得で施工体制制
認の場合には70点までと
する。

また、技術提案の評価
方法として指定テマ
ごとの提案数を最大5つ
を基本とする。重要度の
高い応募者住者に提案数
を、提案総数は1〜指定

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 278: 1039-1044.

構造物工型(2)～(3)の「デ」マを基本に据える。
 施工能の評価方法の標準を定める。各整備局が評価項目を決定する際は、提案企業の工事内容は、企業との交渉を必須とし、企業の事業計画などの項目を適宜設けるものとする。監理予定技術者や担当技術者や評価対象とする場合は、工事成績と表彰を必須とし、技術者の施工能力判断出来る項目を適宜設定するものとする。

地域相違と、資材費の評価方法についても標準化を図る。評価項目は災害活動の事案、活動実績および災害発生経路に因する評価を必須とし、その要に依り近隣地域での施工実績と工事品目質に關係ある項目を適宜設定するものとする。また、社会環境整備に關する係のある評価項目設定もするが工事品目と直接關係のない項目を任意評価するものとする。

施工体制明確認知型
 4段階評価移行へ
 施工体制明確認知型は、
 施落柱方式見直しと著
 施3段階評価(16・5・
 5・0)を採用している
 施工体制評価の判定方
 法を4段階評価(16・
 5・0)に移行する方
 針だ。

現行の同方式対象案件での施工体制審査は、品質確保の要効性（工事費内訳書、建設副産物の搬出など）、施工体制確保の確実性（施工体制会議、下請け予定業者等一覽表など）に関連する審査項目ごとに3段階評価を著目としているが、詳細な体制の加算状況は0点が6割、5点3割となっており、

り、失格基準的な傾向が強くなってしまっている。(0点者は落札不可)。

4段階評価の導入により、施工体間がヒアリングなどで疑わしき認識出来るケースを加算評価で救い上げることを可能とする。このため結果的に、同方式適用工事の入札で調査選定価格をギリギリで下回ってしまった業者が落札出来る可能性が増すことになる。

工事・総合評価落札方式等の改善に 関する取り組み方針(案)



基本の方針

- 入札契約手続きの透明性・客観性の確保
 - 審査・評価方法の透明性・客観性の確保
 - 事務の簡素化
- (➤ 試行結果の標準化)

主な改善案

⇒可能なものからH22予算執行より実施(試行)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 技術提案の評価結果の通知 | ⑥ 施工能力の評価方法(標準案) |
| ② 問い合わせ窓口の設置 | ⑦ 地域精通度、貢献度等の評価方法(標準案) |
| ③ 入札参加資格要件における実績要件の見直し | ⑧ 施工体制確認型総合評価落札方式の見直し |
| ④ 技術評価点の配点方針 | ⑨ その他の検討事項 |
| ⑤ 技術提案の評価方法(標準案) | |

中国海洋出版社

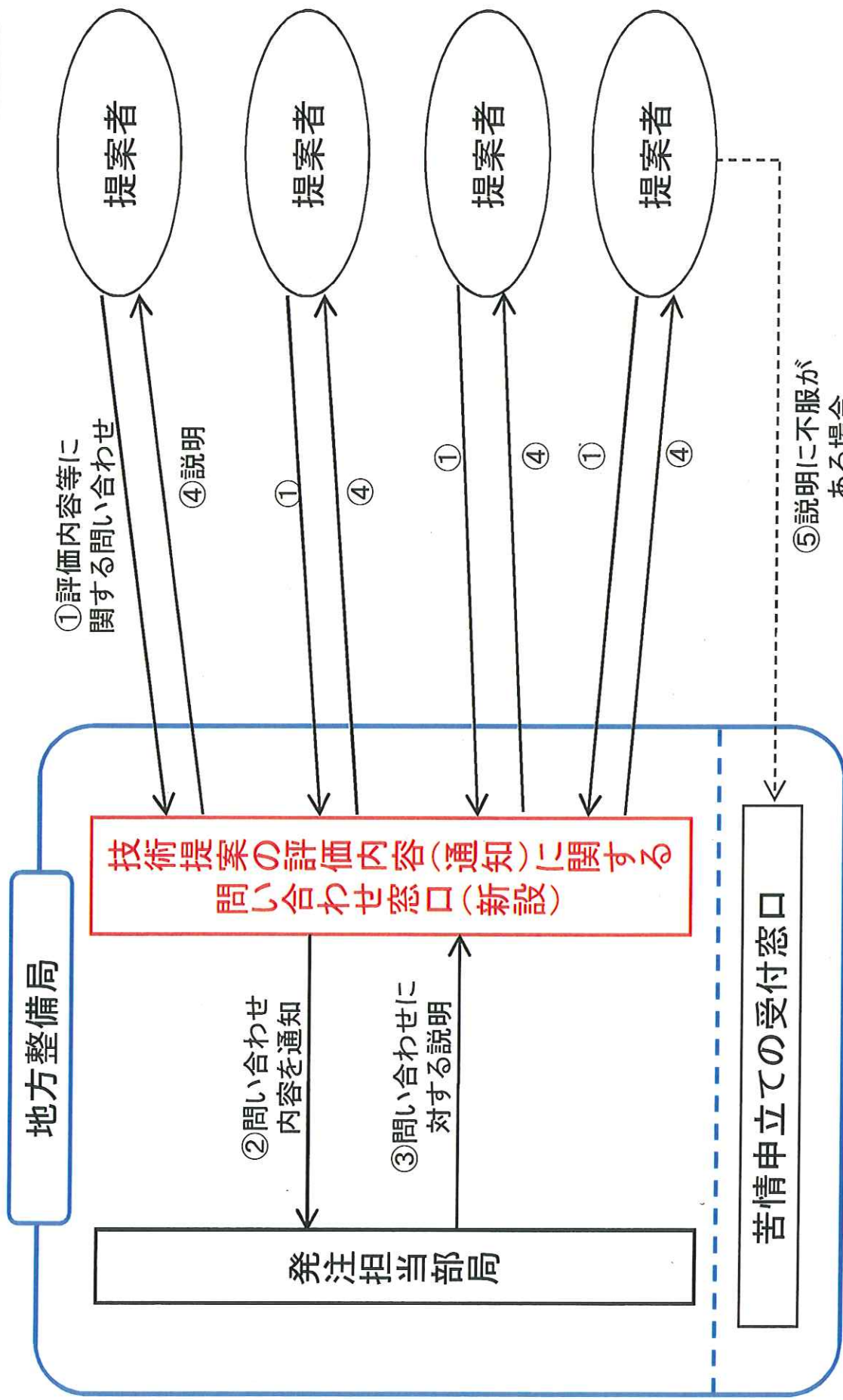
技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知する

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	－
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	－
・ミキサへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

②問い合わせ窓口の設置

<改善策>

①において実施する通知に対して問い合わせ窓口を各地方整備局に設置する



③入札参加資格要件における実績要件の見直し

<改善策>

工事難易度の低い工事の入札参加資格要件について、過去の実績の工事量※による設定を行わず、(総合評価落札方式の技術評価における)施工能力の評価として行う。

<入札参加要件の記載項目>(一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加できないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件

(4) 施工実績

例1) (ア) 道路橋又は鉄道橋であること。

~~(イ) 最大支間長が25m以上であること。~~

例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、舗装の表層面積が10,000m²以上の工事であること

例3) (ア) 河川堤防の築堤工事において築堤盛土量が4,000m³以上であること。

(5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること

(6) 以下、略 …

④技術評価点の配点方針

技術評価点(加算点)の配点に関する基本的考え方

技術評価点の加算点は、工事の内容による技術評価の余地、価格競争とのバランス等を総合的に勘案して配点する。

⇒標準的な加算点を50～70点とする。

考え方1)工事内容による技術評価の余地からの考え方

- ・工事(一般土木)の工事費の構成割合から、標準点(100点)と加算点の割合を検討する。

直接工事費	(59%)	⇒標準点(100点)
共通仮設費	}	(41%) ⇒加算点(70点) $100 \times 41 / 59 = 69.49 \div 70$
現場管理費		
一般管理費		

<参考・一般土木工事の標準的な構成割合>

直接工事費(59%)		共通仮設費(11%)	現場管理費(22%)	一般管理費等(8%)
資材費(30%)	機械経費(11%)	労務費(18%)		

考え方2)品質確保の観点(価格競争とのバランス)からの考え方

- ・現行、調査基準価格が予定価格の70%～90%の範囲内と規定していることから、標準点と加算点の割合を整理する。

調査基準価格まで ⇒ 標準点(100点)

予定価格から 調査基準価格を 減じた価格	⇒ (価格競争の幅) = 加算点の幅(40～50点)
	$100 \times 30 / 70 = 42.85 \div 50$

④技術評価点の配点方針

技術評価点の標準配点案

- ・技術評価点の加算点の内訳は、技術評価の主要項目である①技術提案、②施工能力等、③地域精進度・貢献度等をバランスよく評価する。
- ・上記のうち、①技術提案の配点割合は、求める技術提案の重要性に応じて重く設定するとともに、続いて②施工能力等を優位に評価する。

＜配点割合の標準案＞

簡易型

簡易な施工計画※ (5～)10	施工能力等 (15～)20(～25)	地域※ (5～)10
-----------------	--------------------	------------

合計 30～40点

※施工体制確認型でない場合は、30点までとする。

※「簡易な施工計画」の審査の結果、欠格か否かのみ評価する方式は用いない。
※「地域」は、地域精進度・貢献度等を表す。

標準Ⅱ型

(基本的な配点案)

技術提案 20(～30)	施工能力等 20(～25)	地域 (5～)10
--------------	---------------	-----------

合計 50～60点

※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。

標準Ⅰ型

技術提案その1 (20～)30	技術提案その2 20(～30)	施工能力等 20
-----------------	-----------------	----------

合計 60～70点

※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。

高度技術提案型

技術提案 50

合計 50点

※施工体制確認型の場合は、70点までとする。

⑤技術提案の評価方法(標準案)

＜標準案＞

①指定テーマ数

・技術力の競争が十分図られるとともに、受発注者双方の事務の効率化を図る観点から、右表を標準案とする。

②指定テーマ毎の提案数

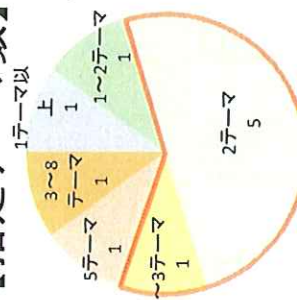
- ・各テーマ毎に**最大5つを基本とし、重要なものの順に提案させる。**
- ・提案数を超えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。
- ・記述量は、**1指定テーマにつきA4・1～2枚程度を原則とする。**

表 タイプ別指定テーマ数

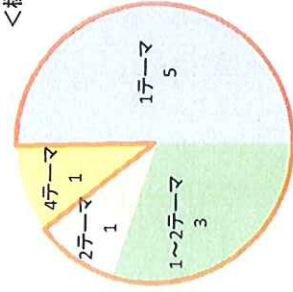
タイプ	指定テーマ数	内容
簡易型	1	簡易な施工計画
標準Ⅱ型	1(～2)	技術提案
標準Ⅰ型	2(～3)	技術提案

※標準Ⅱ型は1、標準Ⅰ型は2を基本とするが、指定テーマの重要性を勘案し、技術提案の配点の範囲内で指定テーマ数を標準Ⅱ型は2、標準Ⅰ型は3とすることも可能である。

【指定テーマ数】

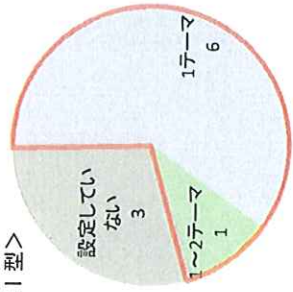


＜標準Ⅰ型＞

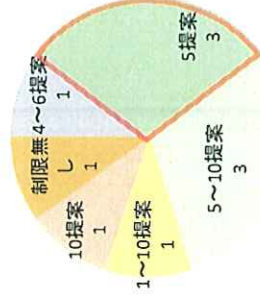


＜標準Ⅱ型＞

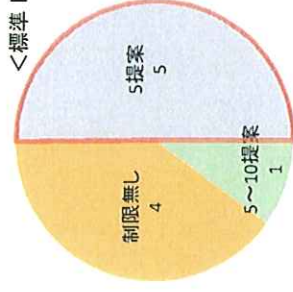
＜簡易型＞



【提案数】

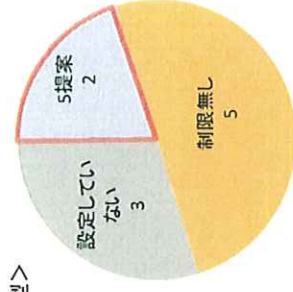


＜標準Ⅰ型＞

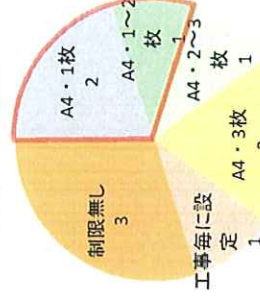


＜標準Ⅱ型＞

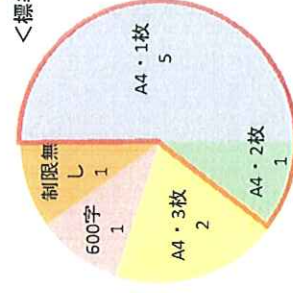
＜簡易型＞



【記述量】

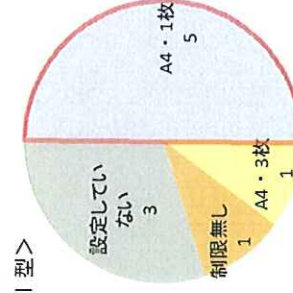


＜標準Ⅰ型＞



＜標準Ⅱ型＞

＜簡易型＞



※地方整備局毎に主に用いている指定テーマ数、提案数、記述量を調査

⑥施工能力の評価方法(標準案)

<標準案>

- ・施工能力の評価項目は、提案企業の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業における工事実績(規模等)による技術力による評価)等の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・技術者(監理予定技術者、担当技術者等)における評価項目を設定する場合には、当該技術者の工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

<施工能力の評価項目の設定状況>

	企業		技術者			その他
	成績	表彰	同種工事の 施工実績	成績	表彰	
必須項目	10 (100%)	10 (100%)	3 (30%)	5 (50%)	9 (90%)	4 (40%)
選択項目	0	0	1 (10%)	0	0	3 (30%)
評価しない	0	0	6 (60%)	5 (50%)	1 (10%)	3 (30%)

- ・技術者資格
- ・技術者CPD取得
- ・継続教育(CPD)の取組み
- ・ISO取組み
- ・事故及び不誠実な行為
- ・当該工種の手持ち工事量の状況
- ・新技術に対する取組み
- ・競売妨害・建業法違反等による減点等
- ・BCP

- ・技術者資格
- ・技術者CPD取得
- ・継続教育(CPD)の取組み
- ・ISO取組み
- ・事故及び不誠実な行為
- ・当該工事の持ち工事量の状況
- ・新技術に対する取組み
- ・競売妨害・建業法違反等による減点等
- ・BCP

※各地方整備局において主に評価している項目を調査

⑦地域精通度、地域貢献度の評価方法(標準案)

<標準案>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、災害活動の実態(活動実績及び災害協定締結に関する評価)を必須とし、必要に応じて、近隣地域での施工実績等の工事の品質に関する項目について適宜設定する。
- ・当該工事と直接関係はなくとも、社会資本整備に関する評価項目の設定も可能とするが、当該設定項目に該当する評価は、工事の品質と直接関係のある項目の方を優位に評価する。

<地域精通度・地域貢献度の評価項目の設定状況>

	地域精通度について		地域貢献度について			
	近隣地域での施工実績	本支店の所在	災害に関する事項 (災害に関するボランティアを含む)		ボランティアに関する事項	その他
			実績	協定	表彰	
必須項目	6 (60%)	5 (50%)	6 (60%)	4 (40%)	5 (50%)	5 (50%)
選択項目	2 (20%)	5 (50%)	3 (30%)	3 (30%)	2 (20%)	2 (20%)
評価しない	2 (20%)	0	1 (10%)	3 (30%)	3 (30%)	3 (30%)

- ・建設業退職金共済制度に加入状況
- ・維持工事や除雪工事の施工実績
- ・地域防災への協力体制
- ・障害者・高齢者の雇用状況
- ・地産品の使用状況
- ・障害者・高齢者の雇用状況
- ・水防団員(消防団員)の雇用状況
- ・不発弾処理対策の実績等

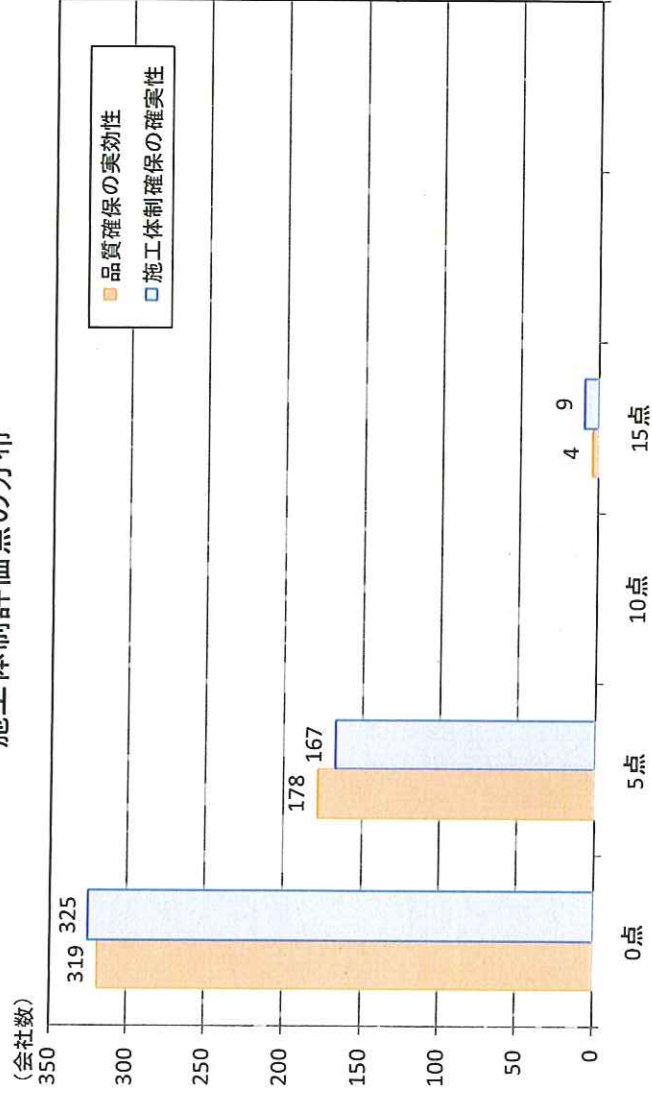
※各地方整備局において主に評価している項目を調査

⑧施工体制確認型総合評価落札方式の見直し

<改善案>

- ・施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点は、評価方法(判定方式)の明確化を図る観点から、設定された評価項目毎に3段階(15・5・0点)評価から4段階(15・10・5・0点)評価へ移行するものとする。
- ・上記評価結果を技術提案の加算点に適宜反映させるものとする。

施工体制評価点の分布



※平成19年度以降に契約した工事のうち、各地方整備局毎に施工体制確認を実施した参加者を50社程度、サンプルとして抽出。(合計501社)

施工体制審査の審査状況

